

事 務 連 絡
令和4年11月10日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室
厚生労働省政策統括官付サイバーセキュリティ担当参事官室

医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化について（注意喚起）

今般、大阪急性期・総合医療センター（以下「センター」という。）において、ランサムウェアによるサイバー攻撃事案が発生し、電子カルテの閲覧・利用ができなくなる等により、地域の医療提供体制に影響が出ているところです。医療機関を攻撃対象とする同種攻撃は近年増加傾向にあり、その脅威は日増しに高まっています。

厚生労働省では、センターに専門家チームを派遣して、原因の調査と復旧支援を行っていますが、攻撃の侵入経路は、医療機関自身のシステムではなく、院外の調理を委託していた事業者のシステムを経由したものである可能性が高いことが判っています。

医療機関においては、保有する医療情報の安全を確保するため、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）等に基づき、必要な対策を講じていただいているところですが、今般のセンターにおける事案も踏まえると、医療機関自身のシステムにおけるサイバーセキュリティ対策に加え、サプライチェーンとの接続状況や、取引先システムのサイバーセキュリティ対策等をも俯瞰しつつ、必要な対策を講じていくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、管内、管下の医療機関に対し、同種のサイバー攻撃に備え、令和3年6月28日付事務連絡「医療機関を標的としたランサムウェアによるサイバー攻撃（注意喚起）」（参考）に加え、下記の対策が適切に講じられているか確認を要請するとともに、万が一、サイバー攻撃を受けた場合にも事業継続計画等により地域住民への医療提供体制に支障が出来ることのないよう注意喚起をお願いします。

また、内閣サイバーセキュリティセンターにおいて、ランサムウェア対策に関する特設サイトを作成しているので、必要に応じてご活用下さい。

記

1 サプライチェーンリスク全体の確認

上記の通り、自組織のみならずサプライチェーン全体を俯瞰し、発生が予見されるリスクを医療機関等自身でコントロールできるようにする必要があることから、関係事業者のセキュリティ管理体制を確認した上で、関係事業者とのネットワーク接続点（特にインターネットとの接続点）をすべて管理下におき、脆弱性対策を実施する。

2 リスク低減のための措置

- パスワードを複雑なものに変更し、使い回しをしない。不要なアカウントを削除しアクセス権限を確認する。多要素認証を利用し本人認証を強化する。
- IoT 機器を含む情報資産の保有状況を把握する。
- VPN 装置を含むインターネットとの接続を制御するゲートウェイ装置の脆弱性は、攻撃に悪用される可能性があるので、セキュリティパッチ（最新のファームウェアや更新プログラム等）を迅速に適用する。
- 悪用が既に報告されている脆弱性については、ログの確認やパスワードの変更など、開発元が推奨する対策が全て行われていることを確認する。
- VPN 機器に対する管理インターフェースのインターネット上の適切なアクセス制限を実施する。
- メールの添付ファイルを不用意に開かない、URL を不用意にクリックしないこと。不審メールは、連絡・相談を迅速に行い組織内に周知する。

3 インシデントの早期検知

- サーバ等における各種ログを確認する。（例：大量のログイン失敗の形跡の有無）
- 通信の監視・分析やアクセスコントロールを再点検する。（例：不審なサイトへのアクセスの有無）

4 インシデント発生時の適切な対処・回復

- サイバー攻撃を受け、システムに重大な障害が発生したことを想定した事業継続計画が策定する。
- データ消失等に備えて、データのバックアップの実施及び復旧手順を確認する。
- インシデント発生時に備えて、インシデントを認知した際の対処手順を確認し、外部関係機関への連絡体制や組織内連絡体制等を準備する。
- インシデント発生時及びそのおそれがある場合には、速やかに厚生労働省等の関係機関に対し連絡する。

5 金銭の支払いに対する対応

厚生労働省としては、サイバー攻撃をしてきた者の要求に応じて金銭を支払うこ

とは、犯罪組織に対して支援を行うことと同義と認識しており、以下の観点により金銭の支払いは厳に慎むべきである。

- 金銭を支払ったからと言って、不正に抜き取られたデータの公開や販売を止めることができたり、暗号化されたデータが必ず復元されたりする保証がないこと。
- 一度、金銭を支払うと、再度、別の攻撃を受け、支払い要求を受ける可能性が増えること。

6 ランサムウェア特設ページ

<https://security-portal.nisc.go.jp/stopransomware/>

■医療機関等がサイバー攻撃を受けた場合等の厚生労働省連絡先
医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室

TEL : 03-6812-7837

MAIL: igishitsu@mhlw.go.jp

※迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。

「×」を「@」に置き換えてください。